

報告第24号

2027年度豊岡市奨学生の第1回募集について

2027年度豊岡市奨学生の第1回募集について、別紙のとおり報告する。

令和8年10月19日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

2027年度豊岡市奨学生第1回1月募集について

教育総務課

- 1 募集要項 別紙のとおり
- 2 周知方法 10月下旬から次の方法により募集要項配布及び周知を行う。
 - (1) 教育総務課及び各振興局地域振興課窓口で配布
 - (2) 市立中学校、市立義務教育学校、但馬全域の県立学校（特別支援学校含む）及び私立学校へ募集要項送付
 - (3) 市ホームページ掲載
 - (4) 教育委員会だより「豊岡きょういく」第64号 掲載
 - (5) 広報とよおか12月号（11月25日発行）掲載
 - (6) 市公式SNS（LINE、X）掲載
 - (7) 行政情報放送（12月下旬もしくは3月上旬放送予定）
- 3 申込期間 1月5日（火）から1月29日（金）まで
- 4 申込方法
 - (1) 教育総務課又は各振興局地域振興課へ書類提出
 - (2) 教育総務課へ書類郵送（1月29日必着）
- 5 今後の予定

3月中旬	奨学生選考委員会
3月下旬	奨学生決定
4月26日（月）	新規奨学生初回貸与
- 6 その他
 - (1) 豊岡市交通遺児奨学生募集について
 - ア 募集要項は別紙のとおり
 - イ 周知方法は、市奨学金と併せて行う。
 - ウ 申込みは随時受付

2027年度 豊岡市奨学生第1回募集要項（1月募集）

1 奨学金の貸与額

■ 高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校・専修学校(高等課程)

月額 9,900円

■ 大学(短期大学を含む)・専修学校(専門課程) 月額 44,650円

※ 県立高校又は国立大学の授業料の改定があれば、貸与の額を変更することがあります。

※ 奨学金の貸与は無利子です。

2 奨学生の資格

次の①～④のすべての要件を満たしている方

① 市に住所を有する者の子弟であること。

② 学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校(高等部)、大学(短期大学を含む)、高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程、専門課程※)に在学していること、又は2027年度に入学予定であること。

〔専修学校(一般課程)、各種学校、大学校は該当しません。〕

③ 勉学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難であること。

④ 在学する学校の学校長の推薦があること。

※ 専修学校(専門課程)については、次のいずれかに該当する課程に限ります。

ア 修了者が専門士又は高度専門士と称することができるものとして、文部科学大臣が認めた課程

イ 看護師資格取得後の保健師養成課程又は助産師養成課程

3 募 集 期 間

2027年1月5日(火)～1月29日(金)(土・日曜日及び祝日を除く)

※ 高等学校在学中に奨学金の貸与を受けた方で、大学等への進学のため引き続き奨学金の貸与を希望する方も、改めて願い出をする必要があります。

※ 豊岡市奨学金は、他の奨学金制度との併用が可能です。

4 提 出 書 類

(1) 奨学生願書(様式第1号)

※ 「本人の家族」欄の「職業・勤務先」は、勤務先等を具体的に記入すること。

※ 「奨学金を希望する理由」欄は、別紙に申請者本人が記入すること。

(2) 奨学生推薦調書(様式第2号)

※ 申請時に在学している学校の学校長が作成すること。

※ 成績については、申請時点で学校が作成できる範囲で記載すること。

(3) 合格通知書等の写し(2027年度に入学予定の方のみ)

※ 2027年度に入学予定の方は、合格通知書等の写しを提出すること。ただし、これから受験する場合など、出願時に提出できない場合は、合格後、速やかに提出すること。

※ すでに在学している方は、提出不要。

(4) 家庭状況等調査票

＊ 「生計を一にする家族」とは、同一の住居に居住している家族とし、住民票は別になっても原則として同一世帯員とします。

□ 次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯員とします。

- ・ 主たる家計支持者が勤務地の関係で別居しているとき。
- ・ 修学又は病気療養のため一時別居しているとき。
- ・ 別居の祖父母を主として扶養しているとき。

□ 次の者は、世帯員から除きます。

- ・ 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしていない別居の祖父母。

＊ 調査票の⑤～⑦の項目に該当する方は、金額が確認できる書類を添付してください。

※2026年1月2日以降に豊岡市に転入した方は、2026(令和8)年度所得課税証明書(2025年中の所得)の提出が必要です。所得課税証明書は、2026年1月1日現在に住所があった市区町村で入手してください。

5 提出先

教育委員会教育総務課教育総務係 又は 各振興局地域振興課総務係

(郵送先)

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

豊岡市教育委員会 教育総務課 教育総務係 宛

6 奨学生選考方法

前記4の提出書類等を基に、「学業・人物・経済状況(※)」を総合的に審査し、奨学生を決定します。(選考結果は文書で通知します。)

※ 経済状況の基準は、本人の父母又はこれに代わって家計を支えている方の所得額又は市民税所得割額が、基準額以下であることを目安としています。基準額等は、高校生及び専修学校生(高等課程)は「兵庫県高等学校教育振興会奨学資金」の基準を、高等専門学校生、専修学校生(専門課程)及び大学生は、「日本学生支援機構第一種奨学金」の基準を準用します。

7 奨学金の貸与

(1) 奨学金借用証書の提出

事前に送付する奨学金借用証書に連帯保証人と連署の上、必要書類を添付して提出すること。

(連帯保証人の基準は『豊岡市奨学金のしおり』参照)

(2) 在学証明書の提出

2027年度の4月に入学又は進級した後、速やかに在学証明書を提出すること。

※ 貸与の決定を受けた方が、2027年度の4月に入学又は進級しなかった場合は、奨学金の貸与を開始することができません。すでに奨学金の貸与を受けている場合は、返還していただきます。

(3) 貸与の期間

奨学金の貸与期間は、貸与を受ける年度の4月から、奨学生が在学する学校の正規の修業期間が終了する月までとします。

(4) 貸与の方法

4月、7月、10月及び1月の各月5日に、3か月分をまとめて奨学生本人の口座に振り込みます。ただし、新規貸与者の初年度は、4月から6月までの3か月分を4月26日に振り込みます。

(5) 貸与の休止

奨学生が休学した場合は、復学するまでの期間、奨学金の貸与を休止します。

(6) 貸与の廃止

奨学生が転学、停学又は退学したとき、奨学生の保護者が豊岡市外に転出したとき、その他規定する事由に該当することとなったときは、奨学金の貸与を廃止します。

8 奨学金の返還

奨学金は、貸与終了後6か月経過後から10年間の月賦均等償還により返還していただきます。

奨学金制度の詳細は、『豊岡市奨学金のしおり』をご覧ください。

【問合せ先】 豊岡市教育委員会 教育総務課 教育総務係

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号 TEL : 0796-23-1117 Fax : 0796-24-4669

豊岡市交通遺児奨学生募集要項

1 奨学金支給額

- 高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校・専修学校(高等課程)

月額 15,000円

- 大学(短期大学を含む)・専修学校(専門課程)

月額 30,000円

2 奨学生の資格

主たる生計維持者である保護者が平成17年4月1日以降に発生した交通事故により死亡し、又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった者の子弟で、次の①～③のすべての要件を満たしている方

- ① 市に住所を有する者の子弟であること。
- ② 学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校(高等部)、大学(短期大学を含む)、高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程、専門課程※)に在学していること。〔専修学校(一般課程)、各種学校、大学校は該当しません。〕
- ③ 在学学校長の推薦があること。ただし、新たに入学した者の推薦は、出身学校長の推薦とすることができる。

※専修学校の専門課程については、次のいずれかに該当する課程に限ります。

- ア 修了者が専門士又は高度専門士と称することができるものとして、文部科学大臣が認めた課程
- イ 看護師資格取得後の保健師養成課程又は助産師養成課程

3 募 集 期 間

随時、願い出を受け付けます。(土・日曜日及び祝日を除く)

※ 支給期間は、教育委員会が願い出を受理した月からとなります。

(当該事由の発生から年月が経過していても、支給期間は遡りません。)

※ 高等学校へ入学するまでに交通遺児となられた方は、高等学校入学後の4月に手続きを行ってください。

※ 高等学校在学中に奨学金の支給を受けた方で、大学等への進学後も引き続き奨学金の支給を希望する方は、改めて願い出をする必要があります。

※ 豊岡市交通遺児奨学金は、他の奨学金制度との併用が可能です。

4 提 出 書 類

(1) 交通遺児奨学生願書(様式第1号)

- * 「本人の家族」欄の「職業・勤務先」は、勤務先等を具体的に記入すること。
- * 「奨学金を希望する理由」欄は、別紙に申請者本人が記入すること。

(2) 交通遺児奨学生推薦調書(様式第2号)

- * 新入生の場合は出身学校長(高校1年生は出身の中学校長または義務教育学校長、大学1年生は出身の高等学校長)において作成のこと。

(3) 在学証明書

(4) 事故を証明する書類

- * 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行のもの。以前に取得したものの写し可）
 - ・ 証明書の申込み手続きについては、最寄りの警察署・交番にお問い合わせください。
 - ・ 自動車安全運転センターで証明が受けられない特別な事情がある場合は、ご相談ください。
- * 後遺障害がある場合は、自賠責保険の後遺障害等級認定通知書、病院の診断書、又は身体障害者手帳の写し

5 提 出 先

教育委員会教育総務課教育総務係

（郵送先）

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町 2 番 4 号

豊岡市教育委員会 教育総務課 教育総務係 宛

6 奨学生の決定

奨学生は、教育委員会が前記 4 の提出書類などを審査し、決定します。

審査結果は文書で通知します。

7 奨学金の支給

(1) 支給の期間

支給期間は、教育委員会が申請を受理した月から在学する学校の正規の修業年限が終了するまでです。当該事由の発生から年月が経過していても、支給期間は遡りません。

(2) 支給の方法

4 月、7 月、10 月及び 1 月の各月 5 日に 3 か月分をまとめて奨学生本人の口座に振り込みます。ただし、初回に限り、別途指定した方法で振り込みます。

(3) 支給の辞退

奨学生は、奨学金の全部又は一部について、支給を辞退することができます。辞退される場合は、交通遺児奨学金辞退届を提出していただきます。

(4) 支給の廃止

奨学生が、死亡したとき、転学・停学・退学したとき、奨学生の保護者が豊岡市外に転出したとき、その他規定する事由に該当するときは、奨学金の支給を廃止します。

(5) 支給の休止

奨学生が休学した場合は、復学するまでの期間、奨学金の支給を休止します。

(6) 奨学金の返還

奨学金の支給が廃止され、又は休止された場合で、廃止又は休止時期以降の期間に係る奨学金の支給を受けている奨学生は、当該奨学金を返還しなければなりません。

(7) 支給継続の手続き

奨学生は、年度ごとに在学証明書を教育委員会に提出する必要があります。提出されないときは、支給を廃止することがあります。

【問合せ先】 豊岡市教育委員会 教育総務課 教育総務係

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町 2 番 4 号 TEL : 0796-23-1117 Fax : 0796-24-4669

報告第25号

寄附物件の受納について

下記のとおり寄附物件の申出があり、これを受納したので報告する。

令和8年10月19日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

記

No.	施 設 名	物 件 名	数量	金 額	受 納 日	寄 附 者	
1	豊岡市教育委員会	現金	-	1,000,000 円	2026年8月26日	団体	〒668-0302 豊岡市但東町矢根1106番地 大石建設設備株式会社
2	日高東中学校	図書	5 冊	5,247 円	2026年8月31日	個人	
3	福住小学校	デジタル教科書ライセンス (期間版、3 学年分)	-	261,800 円	2026年7月31日	団体	〒668-0263 豊岡市出石町福住209 福住幼・小 PTA
4	日高西中学校	図書	5 冊	5,247 円	2026年9月3日	個人	
5	八条小学校				2026年9月11日	個人	
6	豊岡市立小学校、 豊岡市立中学校、 豊岡市立義務教育学校、 多様性推進・ジェンダー ギャップ対策課	生理用品（20枚入り）	460 袋	68,540 円	2026年9月28日	団体	〒667-0133 養父市畑1310 国際ソロプチミスト但馬 会長 奥藤 千津代
7	竹野学園 (低学年棟多目的教室)	シューズボックス (SA-241N)	1 台	124,800 円	2026年9月25日	個人	〒669-6229 豊岡市竹野町金原100番地 井津 範夫
合計							(団体：3 件、個人：4 件)

